

# 財政状況等一覧表（平成21年度決算）

(単位:百万円)

団体名 佐倉市

通常執行収入部等 A	普通交付税等 B	国庫補助金等 債権執行見込額 C	準常財政債権 A+B+C
26,157	95	1,919	28,171

## 1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	地企等からの 繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	42,540	40,370	2,170	1,758	1,129	34,419	
公共用地取得事業特別会計	5	5	0	0	0	-	
災害共済事業特別会計	6	1	5	5	0	-	
一般会計等	42,551	40,376	2,175	1,763		34,419	

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

## 2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足 額(実質収支)	他会計等から の繰入金	企業債(地方 債)現在高	左のうち一般会計 等繰入金見込額	備考
国民健康保険特別会計	15,773	15,731	42	42	533	-	-	
老人保健特別会計	57	53	4	4	0	-	-	
介護保険特別会計	7,511	7,408	103	103	1,193	-	-	
後期高齢者医療特別会計	1,180	1,165	15	15	161	-	-	
水道事業会計	3,532	3,044	487	3,108	21	2,664	8	法適用
下水道事業特別会計	2,443	2,314	129	86	185	5,746	511	
農業集落排水事業特別会計	22	22	0	0	19	63	63	
公営企業会計等 計				3,358		8,473	582	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。  
 2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。  
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△～)で表示している。  
 4. 「左のうち一般会計等繰入金見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

## 3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足 額(実質収支)	他会計等から の繰入金	企業債(地方 債)現在高	左のうち一般会計 等繰入金見込額	備考
佐倉市・酒々井町清掃組合	1,509	1,478	31	31	122	1,989	1,770	一般会計
印旛衛生施設管理組合	703	697	6	6	0	2,218	528	一般会計
佐倉市・四街道市・酒々井町葬祭組合	304	293	11	11	20	66	30	一般会計
印旛利根川水防事務組合	13	13	0	0	2	-	-	一般会計
佐倉市八街市酒々井町消防組合	4,256	4,086	170	21	67	2,540	2,003	一般会計
印旛郡市広域市町村圏事務組合	306	286	20	20	-	-	-	一般会計
印旛郡市広域市町村圏事務組合(水道排水供給事業会計)	3,392	3,062	330	1,588	349	6,247	-	法適用
千葉県市町村総合事務組合(一般会計)	35,642	35,066	576	576	1,901	-	-	一般会計
千葉県市町村総合事務組合(千葉県自治体管理運営特別会計)	290	261	29	29	-	-	-	特別会計
千葉県市町村総合事務組合(千葉県自治体センター特別会計)	131	122	9	9	2	-	-	特別会計
千葉県後期高齢者医療広域連合(一般会計)	5,171	5,099	72	72	153	-	-	一般会計
千葉県後期高齢者医療広域連合(後期高齢者医療特別会計)	388,653	373,907	14,746	14,746	3,966	-	-	特別会計
一部事務組合等 計				17,109		13,060	4,331	

## 4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体から の出資金	当該団体から の補助金	当該団体から の貸付金	当該団体からの 債権見込額	当該団体からの 債務見込額	一般会計等 負担見込額	備考
佐倉国際交流基金	0	299	285	-	-	-	-	-	
佐倉緑の銀行	0	417	200	-	-	-	-	-	
印旛郡市文化財センター	20	192	3	-	-	-	-	-	
地方公社・第三セクター等 計			488						

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

## 5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金	3,140	3,018	△ 122
減債基金	289	291	2
その他充当可能基金	9,412	9,374	△ 38
充当可能基金 計	12,841	12,682	△ 159

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

## 6. 財政指標の状況

財政指標名	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	2.74	6.25	3.51	△ 11.90	△ 20.00	水道事業会計	-	-	-
連結実質赤字比率	12.65	18.17	5.52	△ 16.90	△ 40.00	下水道事業特別会計	-	-	-
実質公債費比率	7.6	7.0	△ 0.60	25.0	35.0	農業集落排水事業特別会計	-	-	-
将来負担比率	9.1	2.6	△ 6.50						
財政力指数	1.01	1.00	△ 0.01						
経常収支比率	93.8	95.6	1.80						

- (注) 1. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は負数(△～)で表示している。  
 2. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。  
 3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律△20%である(公営競技は0%)。  
 4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成21年度決算における基準である。